

電気通信紛争処理委員会（第246回）

1 日時

令和6年11月18日（月）15時00分～

2 場所

8階第1特別会議室（Web会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、
小川 賀代、小塚 莊一郎、中條 祐介（以上5名）

(2) 特別委員

柴田 潤子、白山 真一、杉山 悦子、宮田 純子（以上4名）

(3) 総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課
市場評価企画官 渡部 祐太、課長補佐 水本 貴久

(4) 事務局

事務局長 山碕 良志、参事官 小原 弘嗣、上席調査専門官 岩坪 昌一

4 議題

電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート【公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村です。それでは、ただいまから第246回電気通信紛争処理委員会を開催します。皆様には御多忙中のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は委員5名に御出席いただいております、定足数を満たしております。

また、特別委員につきましては4名にウェブで御出席いただいております。

いつものとおりですが、御質問や御意見の等の御発言がある場合には、会場の方は挙手で、ウェブの方は挙手機能でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして、御発言をお願いします。

(2) 議題：電気通信事業分野における市場検証（令和５年度）年次レポート
【公開】

【田村委員長】 それでは、お手元の議事次第にしがいて、議事を進めてまいります。本日は公開の議事となっております。

議題は、「電気通信事業分野における市場検証（令和５年度）年次レポート」ということで、総合通信基盤局の電気通信事業部事業政策課の渡部市場評価企画官から御説明をお願いします。渡部企画官にはお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いします。

【渡部市場評価企画官】 ただいま御紹介いただきました、事業政策課の渡部です。本日はこのようなお時間をいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、お手元の資料２４６番に基づきまして、説明をします。本年８月３０日に公表しました、電気通信事業分野における市場検証（令和５年度）年次レポートについてです。

まず、１ページを御覧ください。年次レポートそのものにつきましては、本体で約３００ページ弱、参考資料を含めると５００ページを超える分量になっていますので、本日はこちらの概要スライドを用いて御説明をさせていただきます。

資料の構成ですが、大きなローマ数字のⅠからⅣまであります。まず、市場検証の概要について全体の枠組みを御説明した後に、ローマ数字のⅡの市場検証の主要な項目であります、市場動向の分析結果、それからローマ数字のⅢの電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果について御説明を申し上げ、最後にローマ数字のⅣに、参考としまして、令和６年度、今年度の市場検証の進め方について併せて御紹介をさせていただければと考えております。

それでは、３ページまでお進みください。まず、電気通信事業分野における市場検証の概要です。市場検証につきましては、平成２８年度から今の枠組みで実施をしております、市場動向の分析・検証、それから電気通信事業者の業務の適正性等の確認を一体的に行う形で実施をしております。スライドの下にフローチャートがありますが、一番左側、基本方針を総務省において定めまして、それに基づいて、毎年度年次計画を設定した上で、毎年度検証を行って

おります。

その検証の中身は市場の分析・検証、それから事業者の業務の適正性等の確認を行っておりまして、その検証の結果について、毎年度年次レポートという形でまとめております。その結果につきましては、制度・施策等の見直しに適宜反映をさせていき、また、次年度の検証にも反映をさせていくという形で、PDCAサイクルを回しています。この過程では、フローチャートの真ん中の上にあります、電気通信市場検証会議といいます、有識者の先生方で構成される会議からの助言もいただきながら進めているという状況です。

4 ページを御覧ください。電気通信事業分野における市場検証は大きく二つのパートから構成をされております。スライドの左側が市場動向の分析のパートでございまして、市場の動向を的確に把握・分析をして政策展開に反映するという観点から、事業者からの省令に基づく報告内容や事業者・利用者に対するアンケート結果に基づきまして、市場における契約数・シェア等を定量的・定性的な観点から分析をしております。

この分析の対象としております市場は、移動系通信、固定系通信、法人向けサービスという大きく三つの市場に分けて検証しております。それぞれ小売、卸売といった細分化した市場についても、各サービス単位で必要な範囲で検証をしております。それに加えて、スライドの左側の下の②ですが、研究開発の競争の状況についても把握をしています。

スライドの右側の二つ目のパートですが、電気通信事業者の業務の状況等の確認につきましては、利用者・事業者へのアンケート等を踏まえながら、電気通信事業法の禁止行為規制など、事業者が守るべき規制・ルールの遵守状況等の確認を進めています。昨年からは、この取組の中で事業者の一般的な経営・財務状況やリスクマネジメント・ガバナンス態勢の状況についても把握をするという取組を進めています。大きく分けて、この二つの項目について検証しています。

それぞれにつきまして、スライドの一番下にあります、重点的検証ということで、毎年度定点的に行っているものに加えまして、その時々的重要なテーマにつきまして集中的に検証する必要があるものについては、その年度ごとに重点的な項目を定めて検証しています。

5 ページを御覧いただければと思います。本日御説明します、令和5年度の市場検証におきましては、重点的な検証ということで、下の表の2（1）にあります。市場動向の分析という観点につきましては、固定系ブロードバンド市場を巡る市場環境の変化の影響、音声通信を巡る市場環境の変化の影響を重点的に検証しております。3（1）業務の適正性等の確認につきましては、重点的検証として、客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無の検証を扱っています。

6 ページを御覧ください。ここから市場検証の大きな一つ目のパートの、電気通信市場事業分野における市場動向の分析結果の概要について御説明を申し上げます。

7 ページを御覧ください。まず、先ほど御説明しました重点的検証項目として、令和5年度の検証で設定をしました、固定系ブロードバンド市場を巡る市場環境の変化の影響についての検証結果です。大変文字の多いスライドで恐縮です。この検証におきましては、F T T H市場における携帯電話サービスとのセット割引、それから最近5 Gを利用したワイヤレス固定ブロードバンドという新しいサービスが開始されている状況を踏まえまして、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況等に関して、詳細な分析を行ったところです。

分析の内容としては、サービス間での顧客の移動の状況、サービス間の代替性に係る認識、サービス選択時の理由、サービスを切り替えない理由等を詳細に確認したものです。検証の結果の概略を申し上げますと、個人向けの固定系ブロードバンドサービスにおいて、F T T Hサービスとワイヤレス固定ブロードバンドの間に代替性があると認識されていることが結果としてうかがわれたところです。他方で、法人向けの固定ブロードバンドサービスにおいては、F T T Hアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンドの間に代替性があるとまでは認識されていないということが、結果としてうかがわれたところです。個人向けと法人向けで、それぞれ異なる認識になったということ踏まえて、この点は引き続き注視をしていく必要があると分析しております。

さらに今後、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスについては、固定系ブロードバンド市場に含んだ上で、競争状況を定点的に観測して、その動向を継続的に分析する必要があるのではないかということで、総務省におい

て、四半期ごとに市場の契約数・シェア等を集計・公表している中で、「固定ブロードバンドの契約数の推移」においてワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの契約数の推移等も併せて見ていくと今回からしたところでございます。

次の８ページで固定ブロードバンドの契約数の推移がありまして、スライドの右下の赤枠で囲んでいる部分はワイヤレス固定ブロードバンドの契約数です。固定系のブロードバンド全体で５，０００万契約ぐらいある中で、現状４００万契約程度がワイヤレス固定ブロードバンドとなっています。アクセス回線で無線を活用した固定系のブロードバンドが市場の中で一定の数が出てきており、この推移について、今後は新たに見ていくと総務省としては考えているところです。

続いて、９ページを御覧ください。こちらは代替性の分析手法について御紹介しております。ＳＳＮＩＰテストと呼ばれておりますが、小幅ではあるが実質的であり、かつ一時的ではない価格の引上げをした場合にどのような変動があるかという観点での分析をしたところです。参考までに御紹介します。

続いて、１０ページを御覧ください。重点的検証項目の２点目です。音声通信を巡る市場環境の変化の影響です。こちらにつきましては、携帯電話の通話といった従来のサービスと、ＯＴＴサービス、音声アプリケーションといったものが最近多く使われておりますが、そういったサービスとの間の代替性についての分析を行っております。その結果としまして、個人向けの音声通話においては携帯電話、特にその中でもライトな通話定額プランを利用している利用者の中では、ＬＩＮＥの通話サービスと代替的であるという認識がうかがわれたところです。

また、固定電話の利用者におきましては、携帯電話の通話定額プランが代替的かどうかという検証を行いましたところ、固定電話の利用者にとっては、携帯の通話定額プランが代替的であるといった認識がうかがわれたところである一方で、携帯電話の通話定額プランを利用している方にとっては、固定電話が代替的であるとは認識されていないといった結果も出てきたところです。

また、一番下のポツのところです。モバイルＯＡＢＪ－ＩＰ電話と書いておりますが、最近、携帯電話事業者がモバイル網を活用して、固定電話的なサー

ビスを始めているところです。こちらの分析も今回実施しましたが、十分なサンプル数が取れませんでしたので、必ずしも分析という形では十分に行えなかったところですが、契約数が一定程度出てきておりますので、今後の動向を注視する必要があるということで、モバイルO A B J－I P電話の契約数の数値について、固定電話の契約数の中で併せて見ていくということを考えているところです。

次の11ページですが、スライドの一番下の赤枠囲みのところで、モバイルO A B J－I P電話の推移を新たに固定電話の契約数の中で併せて示しています。

続いて、12ページを御覧ください。こちらからは定点的に分析をしている内容になります。まず、移動系通信市場の小売市場の状況です。こちらにつきましては、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのMNO3社の合計シェアが80%を超えている状況が継続しております。また、楽天モバイルがMNOとして参入後、2023年度末時点のシェアが2.7%となっておりまして、前年同期比でシェアが増加しているとともに、MVNOのシェアも増加しているという状況になっております。市場全体の中では5Gの契約数が急速に増加している状況になっておりまして、全体としては、緩やかに市場規模が拡大を続ける中で、MVNOのシェアが拡大している状況にあると分析をしています。

13ページは参考です。移動系通信の中で、特に携帯電話向けに特化をした分析ですが、先ほどの移動系通信全体の傾向とおおむね同様ですので、説明は割愛します。

続いて、14ページを御覧ください。移動系通信の中で通信モジュール市場の小売の部分です。こちらはカーナビ等の特定の用途の通信を行うための市場です。こちらにつきましては、MNO3社の合計シェアが80%を下回っており、各社のシェアの変動が比較的大きく、MVNOのシェアが20%を超えているという特徴があります。分析としましては、各社間での顧客獲得を巡る競争が活発に行われていることが推察されるとしています。

続いて、15ページを御覧ください。ここから固定系通信市場です。F T T H市場の小売市場について、説明をしております。市場の状況としましては、卸の提供に係るシェアを含めると、NTT東西のシェアが全ての地域ブロッ

クにおいて、約５０％から７０％と高い状態が継続しております。しかしながら、中部・沖縄等におきましてはＫＤＤＩグループが、近畿・中国・四国・九州においては電力系事業者が一定のシェアを有しているという状況になっていることがうかがわれるところです。

続けて、１６ページも御覧ください。ＦＴＴＨの続きですが、下から二つ目のポツのところです。サービス提供主体別のシェアについて確認しましたところ、個社別では、ＮＴＴドコモが１９．５％ということでシェアトップ、続いてソフトバンク、ＫＤＤＩ、ＮＴＴ東、ＮＴＴ西という順番になっております。設備設置事業者別のシェアを見ると、総じてＮＴＴ東西のシェアが高い状態が継続をしています。サービス提供主体別にシェアを見ていくと、ＮＴＴドコモがシェアトップ、それからＮＴＴグループ全体でもシェア３０％を超えていますが、減少傾向という形になっています。

続いて、１７ページを飛ばしまして、１８ページまでお進みください。こちらＦＴＴＨ市場の卸売市場についてです。上から三つ目のポツのところですが、ＮＴＴ東西のＦＴＴＨ契約数におけるサービス卸の割合が上昇を続けておりまして、現状７０％がＮＴＴ東西の卸の契約になっています。その卸の契約数に占めますＮＴＴグループ内への卸契約数が５０％程度となりまして、減少傾向ではあるのですが、半分程度がＮＴＴ東西からＮＴＴグループ内にサービス卸という形で提供されている状況になっております。卸先事業者全体を形態別に見ますと、ＭＮＯに対して７０％を超える数が卸契約で卸されているということで、先ほどのサービス提供主体別のシェアでありましたＮＴＴドコモやソフトバンクが、このサービス卸を受けて最終的なサービスを提供している状況になっています。

続いて、１９ページを御覧ください。ＩＳＰ市場です。こちらはＮＴＴ系、ＫＤＤＩ系、ソフトバンク系、ベンダー系がそれぞれ１０％から３０％のシェアを有しており、各事業者シェアの変動が小さいという状況になっておりまして、特定の事業者が圧倒的なシェアを有するような市場環境にはなっていないという分析をしております。

続いて、２０ページにお進みください。固定電話の市場です。こちらはＮＴＴ東西のシェアが減少傾向にありますが、依然として６０％は超えているとい

う状況です。市場全体としては、NTT東西がシェア2位以下の事業者のシェアを大きく引き離しているのですがまして、シェアは減少傾向にはあり、市場全体として継続的に縮小傾向が続いているという分析をしております。

続いて、21ページを御覧ください。050-IP電話の市場です。こちらについては、NTTコムが約23%程度、ソフトバンクが約40%程度、楽天モバイルが約15%程度で推移しており、直近では横ばいの傾向が続いています。

続きまして、22ページを御覧ください。法人向けサービス市場です。法人向け市場につきましては、ネットワーク単体で提供される場合と、ネットワークとソリューションがセットで提供される場合があることを想定して、用途ごとの横断的な市場を設定して検証を行っています。検証の結果としては、市場においては、S I e rと言われるプレーヤーも参入しておりまして、レイヤーをまたいだ競争が行われていることがうかがわれるとしております。さらに、この市場におきましては、オンプレミスシステムの利用者にとって、クラウドサービスが代替的であるという認識が見えてきておりまして、今後、クラウドサービスの拡大による法人向け市場への影響について、継続的に注視をしていくとしております。

23ページを御覧ください。研究開発競争の状況の把握です。こちらにつきまして、スライドの下にありますような、研究開発の推移を含めた各通信事業者の研究開発の状況についても把握をしているという御紹介です。

続きまして、24ページです。電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果です。

25ページを御覧ください。この確認につきましては、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西、NTTドコモに対する禁止行為規制に関する遵守状況、それからNTTグループに対して課されております公正競争条件と呼ばれる条件の遵守状況等について確認をしております。令和5年度におきましては、表の中の重点的検証の項目に書いていますが、例えば、NTTの局舎スペースの利用状況ですとか、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証など、客観的・定量的なデータに基づいて、不当に優先的な取扱い等を他事業者とグループ内との間でしていないかという点について検証を行ってお

ります。今年度の検証におきましては、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかったとしておりますが、引き続き検証を行っていくとしていきます。そのほか定期的に確認を行っている項目について、この表の中で順次記載をしているところです。

26ページを御覧ください。この確認の中で、平時からのヒアリングを通じて各事業者の実態把握をより精緻に進めていくという観点で、令和5年度の市場検証におきましては各社の経営・財務状況や業務運営・組織態勢の状況、リスクマネジメント・ガバナンス態勢の把握について、新たに取組始めたところです。

27ページでその結果の概要をお示ししております。特にリスクマネジメント・ガバナンスにつきまして、スライドの一番下、3ポツの重点ポイントとしまして、令和5年度におきましては、子会社その他の業務委託先の業務の適正性を確保するための態勢整備の状況、それからサプライヤーとの取引状況、これは昨今の物価高騰情勢を踏まえた価格転嫁への取組ですが、この二つにつきまして、重点的に事業者の状況を確認しました。スライドの右側にその結果を記載しております。まず、子会社その他の業務委託先の適正性の確保の状況です。各社とも業務委託先につきまして、事前審査や事後監査等による業務の適正性を確保していることが確認できましたが、昨今、委託先における様々なトラブルも顕在化しておりますので、ここについては、引き続き注視をしていくとしております。それから、サプライヤーとの取引状況につきましては、中小企業庁で半年に1回調査結果を公表しておりますが、通信の分野の順位が低迷しているという状況もありますので、各事業者において下請法等に沿った実効的な対応が取られているか引き続き注視をしていくとしております。詳細につきましては、28ページから31ページに記載をしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

最後に、32ページの参考資料以降のところでは、33ページまでお進みいただきますと、令和6年度、今年度の市場検証のスケジュールです。今年の8月末に、令和6年度の検証の年次計画を公表し、順次、令和6年度の検証作業を進めていまして、こちらにつきましては、また来年の夏頃に取りまとめる予定です。

34ページです。令和6年度の年次計画の概要ですが、今年度におきましては、主に重点的な検証の対象としまして、2（1）のところで、非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」への構築・拡大による移動系通信市場への影響を設定しておりまして、こういったところを含めて、他の定点的に検証する部分と合わせて、令和6年度の市場検証を進めていく予定にしています。

以上、駆け足になりましたが、私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【田村委員長】 ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、委員、特別委員の皆様から御質問等ございましたらお願いします。それでは、小川委員。

【小川委員】 御説明どうもありがとうございました。一つ教えていただきたいのですが、スライドの7ページに相当するところになりますが、重点的検証項目の中で、固定系ブロードバンドの市場で個人向けは代替性があると認識されているという結果で、法人向けは代替性があるとまで認識されていないという結果になったということなのですが、まず、どういう点から認識された、されていないということを判断され、分析されたのかということと、あと、なぜこのような結果になったとお考えになっているのかというのを教えてください。

【渡部市場評価企画官】 小川先生、御質問ありがとうございます。

どのような形で代替性あり、なしの分析をしたかと申しますと、こちらはスライドの9ページで御説明しております。代替性に係る認識の分析手法ということで、いわゆる競争評価の世界では、SSNIPテストと呼ばれる考え方がありまして、該当する商品について、ここでは10%という形で設定しましたが、10%の価格引上げをした場合に、ほかのサービスに切り替えるかどうかという観点で、そのサービスとの間で代替性があるかどうかということのあり、なしというのを分析しております。10%引き上げた場合に10%以上が切り替えるとなるかどうかというのが、この判断の分かれ目という形で今回分析しております。

法人向けと個人向けで異なる結果になったということで、法人向けでは代替

性があるとまでは認識されていない、いわゆるF T T Hによるブロードバンドとワイヤレスを使ったブロードバンドでは代替的でないと法人向けでは思われています。その大きな要因としましては、法人は品質や通信速度の安定性を特に重視するという傾向がうかがわれまして、そういった観点からワイヤレス、無線については、通信速度や安定性が固定に比べるとやや劣るところがあることから、必ずしも完全に代替的なサービスであるとは認識をされていなかったと受け止めております。

他方で、個人向けについては、サービスの安定性について法人ほどは重視していないということから、今回代替性があるという認識が出たと考えております。

【小川委員】 ありがとうございます。今後、無線も大分安定性が改善されていくかなと思っていますが、一昔前に比べたらとてもいいと思うのですが、今後はもしかすると法人側も、業種によっては増えて、代替性を感じるような結果になってくるとのことも予想される範囲なのでしょうか。

【渡部市場評価企画官】 ありがとうございます。まさに先生の御認識のとおりで、無線もどんどん品質、サービスの安定性が向上してくれば、代替性ありと、多分、向上の度合いに応じて、法人向けの中においてもいろいろな用途がありますので、用途に応じて、部分的にそういう傾向が徐々に入ってくると考えております。

【小川委員】 どうもありがとうございました。

【田村委員長】 それでは、三尾委員。

【三尾委員長代理】 ありがとうございます。4ページのシートに検証対象市場におけるいろいろな分野において、検討・分析をするべきとの図があると思うのですが、この中で、今回、重点的な検証の対象として選ばれた、固定系ブロードバンド市場を巡る市場環境の変化の影響と、音声通信を巡る市場環境の変化の影響、あえてこれらの分野をピックアップした理由を教えてください。あと、変化については、ある程度長いスパンを取る場合と、比較的短いスパンを取ってトレンドを見ていくということがあると思うのですが、このようなことで何か区別して検討されているのかということについて、お伺い

します。

【渡部市場評価企画官】 御質問ありがとうございます。1点目の、今回固定系ブロードバンドと音声通信のところを重点検証に選定をした理由です。

まず、ブロードバンドにつきましては、今回の分析結果でも御説明したところと重なるのですが、固定系ブロードバンドといっても、その提供に当たって無線を活用するというサービスが最近新しく出てきておりまして、そういった無線の活用が市場にどういった影響を与えるのかということ、このタイミングで少し深掘りをして検証しておくことが、今後の市場の分析ですとか、いろいろな競争の評価において重要になるのではないかとということで、固定系ブロードバンドの重点検証を設定しております。

音声通信につきましては、コロナ禍を経ていろいろなウェブ会議ツールや、いわゆるLINE通話のようなアプリケーションによる音声通話サービスがかなり出てきていること、それから今回分析はしたものの十分なサンプルは取れなかったのですが、音声通話、特に固定電話に関してもブロードバンドと同様に一部ワイヤレス・無線を使いつつ、実際の御家庭では固定電話のような形で使えるというサービスが出てきておりまして、そういったものが市場に与える影響を、このタイミングで少し分析をしてみたいということで、そういう変化があることに着目して、設定しております。

それから、分析のスパンに関する二つ目の御質問です。短期で見るのか、もう少し長期的なスパンで見るのかということですが、それはものによって両方あると思っております。今回、重点検証でしたものについても、今回は短期的なスパンで一旦見えてみて、こういう分析をしているのですが、先ほどの小川先生からの御質問にもありましたが、今後テクノロジーが変化していけば状況も変わることもあり得るかと思っておりますので、継続的な分析が必要と整理をしているものも多々ございまして、短期的に見つつも、長期的なスパンでも変化を見ていくという両面で分析をしていくということになろうかと思っております。

【三尾委員長代理】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかに。中條委員。

【中條委員】 それでは、27番のところで、今回主要事業者を対象に調査

をされたということなのですが、いずれも上場企業ですので、かなりしっかりとした態勢は整えられていると思います。これらの対象を上場企業以外のところにも広げていく御計画はおありなのかということをお教えいただきたいと思っています。

【渡部市場評価企画官】 御質問ありがとうございます。事業者ごとのリスクマネジメント・ガバナンスのところについては、令和5年度から始めたところでございます。初めから全ての事業者に広げていくのは、かなりリソースのかかる場所ですので、今回は主要事業者から始めたというのは御指摘のとおりです。いずれも、上場企業なり上場企業グループに属している会社ですので、先生御指摘のとおり、一定のガバナンス態勢が構築されていることが、まさに確認できたところです。

他方で、こうした会社においても、委託先を通じた個人情報の漏えいといった問題が、最近でも一定程度出ておりまして、上場しているから大丈夫かという、実は必ずしもそうでないといったところも見受けられたところです。こういった主要事業者はかなり多くのユーザーも抱えておりますので、まずはこういった主要事業者について継続して見つつ、それ以外の事業者については市場全体の中ではユーザー数もそこまで大きくないという企業も非上場のところを含めるとありますので、そういった非上場のところにどういった形で拡大していくのかにつきましては、現時点ではすぐに拡大するという予定にはしておりませんが、いろいろな状況を見つつ、必要があれば、対象を拡大していくということも含めて検討していこうと思っております。

【中條委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ウェブで、杉山委員から手が挙がっているようですので、杉山委員。

【杉山特別委員】 10ページの、先ほども少し御説明があった音声通信を巡る市場環境の変化の影響のところで1点御質問なのですが、検証結果の中で、個人向けの音声通話については、携帯電話の通話の定額プランとか、あるいはLINEなどを代替的なものとして認識されているという結果が出されていて、確かに通話の定額プランなどを使う例は多いと思われますが、LINE、通信のアプリを使った、代替するというほうですが、恐らく日本ではLINE

を使う方が多いと思われそうですが、その一方で、様々な通信アプリはほかにもありまして、海外ではLINE以外のものを使っていることが多いと思われそうです。その辺りの細かく詰めて見ていくといいますか、どのような通信アプリを代替しているのかで、特になぜLINEに偏っているのかとか、その辺りを詰めて検証される御予定とかおありなのか、あるいは今回、少しその辺りで分かったことがあったのであれば、教えていただければと思います。

【渡部市場評価企画官】 御質問ありがとうございます。今回、何を代替的なサービスとして捉えるかという中で、利用者アンケートの結果から出てきていることございまして、代替的に使うサービスとしてLINE、LINEのテキストメッセージというよりはLINEの音声通話機能がありますけれども、そのLINEの通話機能を使うという方が相当数いらっしゃるということで、これは代替的と認識していることがうかがえるとしております。アンケート結果で、特にLINEに限定して聞いているわけではございません。そういった中で、今回国内での調査ですので、LINEというサービスを使う方が多く、こういう結果が出てきたと受け止めております。

今後、ほかの海外系のアプリも日本市場の中で使われる数が増えていけば、この結果も代わってくる可能性があるかと捉えているところです。

【杉山特別委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 白山委員。

【白山特別委員】 すみません。まず、23ページのところで確認をしたいのですが、研究開発競争の状況把握ということで、私の勉強不足で十分理解できていないところがあるのですが、どういう形であれば研究開発競争が適正なのかと御判断されているのかという点の考え方を、念のために確認したいと考えております。ポツの二つを見ますと、NTT持株で基盤的な基礎的研究を行って、その成果は公開していることで、まず、オープン化がきちとなされているかという話と、それから、それを用いて実用化開発と書いてあり、応用研究と開発研究のどの辺のレベルのことをおっしゃっているのか分かりませんが、実用化開発を行うことについては基盤的研究を公平に各事業会社が使えるという状況かどうかという確認をされているというイメージだと思うのですが、そういうことでいいのかどうかということと、それからNTT持株会社に

における基盤的研究のところの研究開発費部分については、参加各社が一定の割合で状況に応じた按分を契約に基づいて適正になされているところの確認をするとかそういったようなことと思われ、N T Tが支出している圧倒的に多い研究開発費、それに基づく研究成果が適正に応用段階、あるいは開発段階のところで各事業会社に対して、オープンイノベーションの考え方に基づき利用できているということを確認しているという理解でよろしいのですか。

【渡部市場評価企画官】 ありがとうございます。研究開発競争のところについては、今日の説明では省略をしてしまいましたが、N T Tに課せられている責務が、本年4月にN T T法の改正がありまして、従来、N T Tに対しては、研究成果の推進、それから研究成果の普及の責務が設けられておりましたが、この4月の法改正によりまして撤廃をされたという状況がありました。その撤廃の前後においてN T Tの責務が変わっているところがありますので、研究開発競争はどういった形が適正かというのは、その法改正の前と後で、少し考え方については整理を変えていくという必要もあろうかと思っております、撤廃された後の本年4月以降の競争の適正性の確認の仕方については、今年度、令和6年度の検証の中で、どういう形で進めていくのかをこれから検討していくということで考えております。

他方で、それ以前の令和5年度までの検証の中で、どういう形で検証していたか、どういう観点で検証していたかということについて申し上げますと、N T Tに対しては、研究成果の普及の責務が設けられていたことを踏まえまして、先ほど先生がおっしゃったオープンイノベーションも含めて、N T Tの研究成果がどういう形で世の中に普及をされているかといった状況、それから、市場検証の中ではN T T以外の事業者からのヒアリングなども通じて御意見を伺っているところですが、そういった中で指摘されていたこととしましては、現状、市場の中で、N T Tの競争市場支配力というものが一定程度ある中で、いろいろなネットワークの仕度もN T Tに有利なような形で研究開発が進められていることになる、ほかの事業者との間の競争によくない影響があるという指摘もされていたところでございまして、そういった指摘も踏まえながら、この研究開発についての状況については把握をしていました。

ただ、こちらにお示ししておりますが、全体としての研究開発費の推移のよ

うに、定量的に見ることができるところがかなり限られていることもありまして、この研究開発の競争の検証につきましては、これからこういった形でやっていくのがより市場全体にとっていい形になるのかは、継続して検討していかなければいけないと考えております。

【白山特別委員】 分かりました。今のお話ですと、多分令和6年度以降の、N T Tの基礎的な研究をグローバルな競争の中でどこまでオープン化していくかという問題と、それから、それを国内市場でオープン化していくことによる研究開発競争の公正性の確保など、バランスをどうやって判断していくかということではないかと理解しております。もしそれで違っていけば、またお答えいただければと思います。

もう1点は27ページのところで、いろいろなモニタリング、先ほど一部の先生から、中條先生からもありましたが、多分上場企業等の場合、例えばN T Tの場合ですと、内部監査室が適切な、内部監査をやっておられたりとか、様々な各種の外部監査などもやっておられるわけで、そういったようなところの状況とか結果とかを御利用しながら、こういう最終的な結論を導き出しているという理解でよろしいのでしょうかという点が質問です。以上です。

【渡部市場評価企画官】 ありがとうございます。二つ目の御質問については、先生の御理解のとおりでして、各社とも内部監査をしっかりやっていたいておりますので、その結果がどのようなものかもヒアリングをしながら、基本的には各社において行われている内部監査の結果を尊重しつつ、ただ、事業者間を比較してみると、少し事業者ごとにいろいろ特徴があるところもありますので、他社の優良事例について、ほかの会社がやっていないところがあれば、そういったものはどうやって取り込んでいくことによって業界全体としていい方向になっていくのか、そういう観点でモニタリングをやっています。

【白山特別委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかの委員、いかがでしょうか。小塚委員。

【小塚委員】 ありがとうございます。調査の方法についてお聞きしたいのですが、特に前の事柄で、ユーザーに対するアンケート調査というものが出ていますが、これはどういう形で行っているのでしょうか。世論調査とか選挙の事前調査でも、固定電話にかけるのかどうかでかなり結果が違うのではないかと

といったことも言われていたりしていますが、これについて教えていただけますでしょうか。

【渡部市場評価企画官】 御質問ありがとうございます。利用者に対するアンケート調査につきましては、シンクタンクと契約を結んだ上で、シンクタンクに具体的なアンケート作業自体はやっていただいております。基本的にはウェブによるモニターを通じたアンケートという形で、我々の予算も限られておりますので、その範囲内で必要なサンプル数を確保した上でアンケート調査という形でやらせていただいております。

【小塚委員】 ありがとうございます。恐らくそれが現在、非常に標準的なやり方だと思いますけれども、そのやり方というのは、結局はモニター登録している人に調査していくのですよね。ですから、実はそこにサンプルバイアスがかかっている可能性もあることは意識したほうが良いかもしれませんし、それから、例えば先ほど音声通話とLINEの代替性のところで杉山先生が御指摘になっていましたが、国内には日本国籍でない方もかなりいらっしゃって、留学生もいれば、特定業種の外国人労働者もいらっしゃって、そうすると、非常にスマートフォンの音声通話を使っているのですよね。恐らくWeChatとかWhatsAppとか使っているのではないかと思いますのですが、それは多分ウェブのモニター登録している方へのアンケート調査でなかなか把握できないのではないのでしょうか。

そういう意味で、本当の意味の日本の電気通信市場というものをどう把握していくかというところに、実は難しい問題が多くあるような気がするのですが、何か今後、そういう点について、中長期的に検討していく体制とか、そういうものはどのようにお考えでしょうか。

【渡部市場評価企画官】 御指摘ありがとうございます。確かにアンケートのサンプルの中に外国人がどれだけ入っているかにつきましては、おっしゃるところのとおりかと思っています。

そういう意味で、あくまでアンケートベースでやる場合には一定の限界もあることも踏まえまして、正確に市場の全体の状況を調査する必要があるという場合には、法令に基づいて事業者から契約者の状況を直接報告していただく、国内向けにサービスを提供している外国の事業者も含めて必要な報告をしてい

ただくということが、場合によっては求められることもあると思います。

電気通信事業法は、外国事業者であっても国内向けにサービスをしている場合には適用があるという形になっておりますので、そういった整理も踏まえた上で、今後必要になれば、法令に基づいていろいろな情報を報告していただくということも含めて、検討してまいりたいと思っております。

【小塚委員】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかに御質問はありますでしょうか。三尾委員。

【三尾委員長代理】 すみません。先ほどの23ページに書かれている研究開発費で、追加で若干質問したいのですが、この表を見ますと、NTT持株を含めて、連結も含めて、かなり圧倒的な研究開発費を負担しているのことになるかと思うのですが、二つの白丸の最初に書いてあるNTTの研究成果について、各事業会社は成果も用いて実用化開発を行っていると書いてありますが、各事業会社というのは、NTTの関係会社だけではなくて、ソフトバンクやKDDI、楽天などのいわゆる川下のコンペティターも含めてという理解なのでしょうか。

【渡部市場評価企画官】 御質問ありがとうございます。この一つ目の丸のところに書かせていただいている各事業会社というのは、NTTグループの中での事業会社ということでございます。NTTグループの研究開発の体制が、もともとNTT1社だったものが、分離・分割を経て、今のNTT持株の下にNTT東西、NTTドコモ、NTTデータ等がぶら下がるという体制になっておりまして、そのグループの中で、特にNTT持株については基盤的研究をするということがNTT法上、定められております。

それ以外の研究開発、応用的研究等については、事業会社が行うという整理になったことを踏まえて、実施状況がどうかという観点で検証を行った結果として、こういう書き方をしていまして、そういう意味では、各事業会社にほかのグループの会社が入っているかということ、この中には入っていないところで

【三尾委員長代理】 そうしますと、今回、法改正になって社会に幅広くオープン化していく義務がなくなったということなのですが、もともとNTTの基礎研究については、完全にオープンにするとの立てつけではなかったと思う

ところと、あと今回、こういった理由で今回のN T Tの義務が外れたのかということ併せてお聞きします。

【渡部市場評価企画官】 ありがとうございます。N T T法における研究の推進、それから成果の普及責務ということに関して、従来から完全に何が何でもオープンにしろということではなく、例えば、セキュリティーに関するものですとか、機微なものについては例外扱いも認められていました。

本年4月の法改正で責務を撤廃した理由ですが、国際競争も熾烈になっている中で、法律の責務に基づいてやらなければいけないという規定があるだけで、N T Tに対して、萎縮効果もあるのではないかという指摘がありました。法律の責務があるがゆえに、一つ一つ、総務省にお伺いを立てなければならないという指摘もあったところです。

やはり非常に競争が激しい中で、迅速に会社としての意思決定もできるようにしたほうがより効果的なのではないかということで、法律に基づく責務規定は撤廃して、会社の経営判断の中で、迅速かつ効率的なやり方をしていただくというのが、これからの国際競争の中でもいいのではないかという、審議会で御議論いただいた結果も踏まえまして、そういう法改正をしました。

【三尾委員長代理】 ありがとうございます。最後に1点だけ、すみません。そうしますと、研究開発費だけを見てノーというわけではないのですが、N T Tドコモと、例えばソフトバンクや楽天、K D D I とは、川下で非常に開発競争を今しているところかと思うのですが、そういった中で、N T Tとそれ以外の事業者に対して、ベースとして公平なところに立っているのかが疑問なような気がします。その辺はどういうお考えなのでしょうか。

【渡部市場評価企画官】 確かに、N T Tは経緯から言いますと、もともと電電公社時代からのいろいろな研究にしても、それ以外の設備にしても、公社から引き継いだというものがあるという点においては、ほかの事業者とは異なる部分も一定程度あることは考えておく必要があるというのは御指摘のとおりかと思います。

他方で、これから新しく研究開発を進めていくときに、電電公社から承継したことが、これからのB e y o n d 5 Gとか、6 Gとかというときにどこまで競争上有利に働くのかは、冷静に分析をする必要があるとは思っておりますの

で、そこはケース・バイ・ケースで、しっかりと見ていくということが必要と
思っております。

【三尾委員長代理】 ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかに御質問はありますか。柴田委員。

【柴田特別委員】 少々遅れての参加となり申し訳ございません。重ねての
御説明になるかもしれないのですが、12ページで移動系通信市場のところで、
現在、MNO3社が合計シェア80%であり、MVNOもシェアを少しずつ増
やしてきている状況かと思うのですが、その3行目、今後、MNO3社が市
場の大半を占める状況から変化していくと書かれているのですが、この辺り
の見方というか、見通しの何か根拠等があれば教えていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

【渡部市場評価企画官】 ありがとうございます。ここは経年的な推移を見
ておりますと、やはりMVNOのシェアも増加傾向が続いております。そうい
った実態面と、あとは制度面におきまして、大手のMNOに対してはネットワ
ーク設備をほかの事業者に開放するためのルール整備も、この間、かなり進ん
できている状況にあります。そういったネットワークをMVNOに対して開放
するためのルールの運用もしっかりしておりますので、そういった面も含めま
すと、MVNOのシェアが、今後も一定程度は増えていくことが考えられ、M
NO3社が市場の大半を占める状況が変化していくと考えられるとしておりま
す。

これは3社と書いておりますので、第4のMNOとして参入された楽天モバ
イルさんのシェアが伸びていることも併せて考慮して、このような形になって
いるとお考えいただければと思います。

【柴田特別委員】 ありがとうございました。

【田村委員長】 ほかにも御質問多々あろうかと思いますが、予定された時
間も参りましたので、この辺で、この議題についての質疑は終わらせていた
だきたいと思います。渡部企画官におかれましては、大変お忙しい中ありが
うございました。

(3) 閉会【公開】

【田村委員長】 それでは、この機会に委員、特別委員の皆様から何かありますでしょうか。

特になければ、事務局から何かありますでしょうか。

【小原参事官】 事務局です。本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

次回の委員会の日程につきましては、別途御連絡をしたいと思います。

事務局からは以上です。

【田村委員長】 それでは、本日の委員会はこれで終了とします。長時間お疲れさまでした。

—— 了 ——